本号で公布された法令のあらまし

◇地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（法律第一号）（総務省）

1　地方財政の状況等に鑑み、令和元年度分の地方交付税の総額を確保するため、総額の特例として六、四九五億八、〇八二万円を加算するとともに、当該加算額に相当する額について、令和三年度から令和一二年度までの各年度における地方交付税の総額から六四九億五、八〇八万二、〇〇〇円をそれぞれ減額することとした。（地方交付税法附則第四条及び第四条の二並びに特別会計に関する法律附則第九条関係）

2　令和元年度に発生した災害等に対応するため、同年度分の地方交付税の総額を九五〇億円増額し、その全額を特別交付税とする特例を講じることとした。（地方交付税法附則第四条及び第一一条並びに特別会計に関する法律附則第四条関係）

3　令和元年度における東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、同年度分の震災復興特別交付税について五〇四億一、九六〇万八、〇〇〇円を加算することとした。（地方交付税法附則第四条関係）

4　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（法律第二号）（農林水産省）

1　豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称の変更

「豚コレラ」及び「アフリカ豚コレラ」の名称をそれぞれ「豚熱」及び「アフリカ豚熱」に変更することとした。（第二条第一項等関係）

2　アフリカ豚熱に関する特例

㈠　アフリカ豚熱の急速かつ広範囲なまん延を防止するための予防的殺処分（原始附則第五条第一項及び第二項関係）

⑴　農林水産大臣は、当分の間、アフリカ豚熱がまん延し、又はまん延するおそれがある場合（家畜以外の動物がアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合であって、当該動物から家畜に伝染することにより家畜においてアフリカ豚熱がまん延するおそれがあるときを含む。）において、第三章の規定並びに㈡の⑴及び⑵により講じられる措置のみによってはそのまん延の防止が困難であり、かつ、その急速かつ広範囲なまん延を防止するため、アフリカ豚熱の患畜及び疑似患畜（以下「患畜等」という。）以外の家畜であってもこれを殺すことがやむを得ないと認めるときは、患畜等以外の家畜を殺す必要がある地域及び当該地域において殺す必要がある家畜を指定することができるものとすることとした。

⑵　家畜以外の動物がアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合における⑴の指定は、当該動物がいた場所又はその死体があった場所の周辺における当該動物の生息の状況、当該動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散の状況、これらの場所の周辺における家畜の飼養に係る衛生管理の状況その他の事情を考慮して定めるものとするとともに、関係都道府県知事及び食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて行うものとすることとした。

㈡　家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散の防止（原始附則第五条第三項及び第六条～第一〇条関係）

⑴　家畜等の移動の制限、家畜の放牧等の制限、消毒、通行の制限及び遮断その他の家畜伝染病のまん延の防止のための措置について、当分の間、家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を防止するため必要がある場合においても講ずることができるようにすることとした。

⑵　飼養衛生管理基準の遵守に係る勧告及び命令について、当分の間、家畜におけるアフリカ豚熱のまん延（家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を含む。）を防止するため必要がある場合においても行うことができるようにすることとした。

⑶　⑴の通行の制限若しくは遮断又は⑵の命令に違反した者は、三〇万円以下の罰金に処することとした。

⑷　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　施行期日等

㈠　所要の経過措置を設けることとした。（改正法附則第二条及び第三条関係）

㈡　その他所要の規定の整理を行うこととした。

㈢　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、2の㈡の⑶は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

◇平成三十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律（法律第三号）（財務省）

1　財政法第六条第一項においては、歳入歳出の決算上の剰余金のうち二分の一を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めているところ、平成三〇年度の剰余金については、当該規定を適用しないこととした。（本則関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二四号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、地域就職氷河期世代支援加速化交付金を追加することとした。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（政令第二五号）（農林水産省）

1　家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴い、「豚コレラ」及び「アフリカ豚コレラ」の名称をそれぞれ「豚熱」及び「アフリカ豚熱」に変更することとした。（第一条の表及び第六条第二号関係）

2　この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第二号）の施行の日から施行することとした。

◇肉用子牛生産安定等特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二六号）（農林水産省）

1　指定肉用子牛のうち農林水産省令で定めるものについては、平均売買価格の算出の単位となる期間を、毎年、四月一日から翌年の三月三一日までの期間とすることとした。（第三条関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。